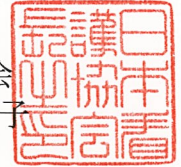


令和2年2月28日

厚生労働省  
保険局長 濱谷 浩樹 殿

公益社団法人 日本看護協会  
会長 福井 トシ子



日本看護連盟  
会長 大島 敏子



## 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書

国により新型コロナウイルス感染症対策が進められており、新型コロナウイルス感染症患者等の受け入れ施設については、事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月14日）が発出されているが、これに加え、感染拡大の防止を大前提として、医療機関における影響を考慮し、下記について要望する。

あわせて、医療機関の混乱防止や負担軽減のためには、引き続き国民に対して適切な受診行動に関する周知を徹底されたい。

### 記

#### 1. 災害時同様の入院基本料等に関する診療報酬上の柔軟な対応

新型コロナウイルス感染症対策の一環として2月27日に政府から出された小中高校・幼稚園に対する休校要請により、出勤できない看護職員が増加している。そのため、災害時同様、職員が一時的に不足し入院基本料等の施設基準を満たすことができなくなる保険医療機関については柔軟な対応を要望する。

#### 2. 2020年度診療報酬改定にあたっての十分な準備期間の確保

新型コロナウイルス感染症患者等への対応が急増しているため、2020年度診療報酬改定については、各項目について十分な経過措置期間を設けるなど改定のための準備期間を特例的に設けられたい。

以上